

「モノなしマルチ商法」に注意



投資や副業などサービスに関するマルチ商法、いわゆる「モノなしマルチ商法」の相談が若者を中心に増加しています。

相談事例 高校時代の友人に紹介された人から、投資セミナーを勧められた。「一生儲けられるノウハウが身につく。人を紹介すると5万円の報酬がもらえる」と言わされたので、学生ローン2社から50万円借金して契約した。

投資セミナーに参加すると、最初は投資のことを教えてくれたが、その後は勧誘方法の話ばかりだった。話が違うので返金してほしい。

アドバイス

- 「モノなしマルチ商法」では、具体的な商品がなく、儲かると説明されて契約したが話が違った、というケースが多く見られます。「簡単に儲かる」「人を紹介すれば報酬が得られる」といった説明はうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。
- 友人や知人から勧誘され、断りにくくても、あいまいな態度はとらず、契約はしませんときっぱりと断りましょう。
- 特定商取引法の連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)は、契約書面を受け取った日から20日間はクーリング・オフができます。契約に納得いかない場合は早めに消費生活センターに相談しましょう。

友人や知人から勧誘されてもあいまいな態度はとらず、契約はしないときっぱり断るワン！

